

## 1 計画期間

2025 年度から 2029 年度まで（5 年間）

## 2 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

## 3 基本的な考え方

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに成長し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会の実現のため、ライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進する。

子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として、様々な視点の支援や対策を一体的に行うことにより子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指す。

	各計画内容	備考	
子ども・若者 (こどもまんなか) 少子化対策	都道府県こども計画	こども基本法第 10 条	本計画に 位置付け(※)
	基本計画	愛知県少子化対策推進条例第 6 条	
	地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第 9 条	
子どもが輝く 未来の推進	子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条	一体的に策定
	子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条	
幼児教育・保育	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第 62 条	一体的に策定
虐待防止	児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条	
ひとり親支援	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条	
母子保健	母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育	社会的養育推進計画	厚生労働省「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	

※内容が「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の全般に関わり、こども大綱の基となった 3 つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に関わる計画については、「位置付ける計画」として整理

## 4 計画の進捗管理

基本施策の 25 項目について 49 の数値等の目標を設定し、引き続き、愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）を活用し、PDCA サイクルにより計画の進捗管理を進める。

## 5 計画の体系

